

# **放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会 取りまとめ(案)に対する意見募集の結果**

## **～概要～**

**放送事業者におけるガバナンス  
確保に関する検討会事務局**

**令和8年1月21日**

# 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会(案)

## に対する意見募集の結果(概要)

### 1. 実施期間

令和7年11月22日(土)から同年12月22日(月)まで

### 2. 意見件数(提出順)

合計266件

#### 【放送事業者等:49件】

- ・ 株式会社山梨放送
- ・ 株式会社ニッポン放送
- ・ 一般社団法人日本民間放送連盟
- ・ 株式会社テレビ朝日ホールディングス
- ・ 中京テレビ放送株式会社
- ・ 日本テレビ放送網株式会社
- ・ 日本放送協会
- ・ 株式会社宮城テレビ放送
- ・ 南海放送株式会社
- ・ 広島テレビ放送株式会社
- ・ 株式会社テレビ岩手
- ・ 株式会社高知放送
- ・ 読売テレビ放送株式会社
- ・ 株式会社熊本県民テレビ
- ・ 株式会社文化放送
- ・ 青森放送株式会社
- ・ 株式会社秋田放送
- ・ 株式会社TBSテレビ
- ・ 株式会社BS日本
- ・ 朝日放送テレビ株式会社
- ・ 福井放送株式会社
- ・ 北日本放送株式会社
- ・ 関西テレビ放送株式会社
- ・ 株式会社テレビ新潟放送網
- ・ 株式会社静岡第一テレビ
- ・ 山形放送株式会社
- ・ 日本海テレビジョン放送株式会社
- ・ 株式会社福島中央テレビ
- ・ 山口放送株式会社
- ・ 株式会社BS-TBS
- ・ 四国放送株式会社
- ・ 株式会社テレビ信州
- ・ 株式会社テレビ大分
- ・ 株式会社CBCラジオ
- ・ 株式会社テレビ金沢
- ・ 一般社団法人衛星放送協会
- ・ 株式会社毎日放送
- ・ 株式会社長崎国際テレビ
- ・ 西日本放送株式会社
- ・ 株式会社福岡放送
- ・ 札幌テレビ放送株式会社
- ・ 中部日本放送株式会社
- ・ 株式会社CBCテレビ
- ・ 株式会社テレビ宮崎
- ・ 株式会社TBSラジオ
- ・ 株式会社鹿児島讀賣テレビ
- ・ 株式会社ビーエスフジ
- ・ 株式会社フジテレビジョン
- ・ 株式会社テレビ東京ホールディングス

#### 【その他法人、団体:3件】

放送の自由は大事やないか研究会、日本民間放送労働組合連合会、OURS小磯社会保険労務士法人

#### 【個人:214件】

## 主な意見

## 本検討会の考え方

## ○ ①取りまとめ案全体の評価(該当箇所:全体)

民放事業者のガバナンスのあり方をテーマとする有識者会議を総務省が設置するのは異例のことであり、事業者団体の民放連がオブザーバーとして参加し、毎回民放連の考え方や取り組みの進捗状況を説明するというこれまでにない展開でした。

この報告書を貫く考え方は「…すべき」と放送事業者に行行為を強いるものではなく、放送事業者の個々の取り組みを尊重した上で、必要に応じて業界団体、行政がそれを後押ししていくというものであったと受け止めています。

適切なガバナンスの確保は、各民放事業者が健全な経営により事業を発展させていく上で必要不可欠なものであり、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進するべき」との指摘のとおり、まず事業主体である各民放事業者が、民間放送の使命や職責を果たすことを大前提として、自らの責任において取り組むべきものと考えます。

そのうえで民放連は、会員社の経営の在り方や規模が多様であることを踏まえ、民放業界全体としての信頼性を確保するため、「民間放送ガバナンス指針」の制定、会員の適切なガバナンスの確保を後押しするための定款変更、会員社の日常のガバナンス支援に加え重大事案発生時に応じて対応策を検討する「ガバナンス検証審議会」の新設などを柱とする新たな取り組みを進めていくことを決意しました。

ガバナンス確保の積極的かつ業界横断的な取り組みは放送業界にあっては新たなチャレンジであり、民放各社と民放連は本検討会の取りまとめを参考に、試行錯誤を繰り返しながら、時代状況や環境変化に応じて適時適切にガバナンス確保の取り組みを続けていく考えです。また一連の取り組みに当たっては透明性の確保が極めて重要であると認識しております。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

## ○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。

放送事業者及び業界団体が責務を自覚し、真剣に取組を進め、その取組を広く社会に示すことで、国民・視聴者の信頼回復・維持に努めることが必要であり、取組を通じて、国民・視聴者に自浄能力を示すとともに、今後とも放送の社会的役割を果たすことを期待しています。

## 主な意見

○「基本的な考え方」の「取組の目的」(3ページ)としている「放送事業者の信頼性・事業の継続性の確保」には賛同します。また、「取組の方針」(5~7ページ)にある「行政が番組編集の介入にならない範囲で必要な役割を果たす」ことについても、放送事業者の自主自律を前提とする限りにおいて容認します。

放送基準などの倫理的な自主基準は各放送局が策定・運用しています。これに加えて総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」や公正取引委員会「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」、文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」、未成年の出演者に関する「子ども性暴力防止法」など、放送事業者が遵守すべき基本的ルールはすでに明らかです。

問題は、どのようにこれらの実効性を担保するか、にあるはずで、放送事業者の自主的・積極的な取り組みをさらに促す仕組みが必要ではないでしょうか。それに際しては、ガバナンスの観点から重要なステークホルダーの一員である放送関係の労働組合の意見を真摯に受け止めるべきです。

「重大な事案への対応」として17ページに記載されている「報告義務」および「免許への条件付与」は、政府による恣意的な運用の危険性が払拭できないことから、反対を表明します。同様に、19ページに記載された「フォローアップ」のために行政機関を含めた「円卓会議」を設置することにも反対です。放送免許は本来、電波法上の設備免許であり、それを拡大解釈して放送局の事業内容や番組表現に踏み込んで行政が判断することを容認する現行の放送免許制度は、憲法上の疑義があります。放送免許の申請に際して、番組編成などを含めた膨大な資料の提出を義務づけている現在の免許制度を、この機会に抜本的に見直すことを求めます。

行政による番組編集への介入が懸念されるのは、上記のとおり放送の直接免許制に起因するものに他なりません。「国民の知る権利」や「番組編集の自由」の確保を検討するのなら、先進諸国と同様、独立規制機関による間接免許制導入の是非について、この機会に議論すべきだと考えます。

なお、検討会委員のジェンダー・バランスが、クリティカルマスと言われる「女性3割」に達していません。総務省での議論においても多様性の確保を強く求めます。

【日本民間放送労働組合連合会】

## 本検討会の考え方

○ 基本的な考え方に対する御意見については、賛同の御意見として承ります。

重大な事案への対応やフォローアップに関する御意見については、ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。

## 主な意見

○ 民放とNHKでは内部統制の仕組みは異なりますが、NHKとしても、ガバナンスの確保は放送業界全体の問題であると認識しており、放送業界全体の健全性確保に資するよう、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

その上で、取りまとめ(案)の「芸能事務所・番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保など放送業界全体として取り組むべきものについては、各放送事業者の個別の取組に加え、必要に応じて業界団体やNHKなどの関係者間で意見交換を行い、放送業界全体の底上げに資する実効性のある取組を検討すべきである。」(15ページ)については、大事なことは「実効性のある取り組み」であり、意見交換は必要に応じて行われるものであると認識しています。「芸能事務所・番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保」に関する取り組みは各放送事業者の自主自律が基本であり、NHK・民放双方の取り組みの積み重ねにより業界全体の底上げが図られるべきと考えております。NHKとしても実効性のある取り組みを進めていく考えです。

また、行政の役割について「放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならないよう慎重に制度設計することに留意るべきである。」(17ページ)という指摘は重要であり、「有識者・業界団体・NHK・行政機関から構成される円卓会議を開催」(19ページ)するにあたっても、上記の指摘や、取り組みは各放送事業者の自主自律が基本であることに十分配慮するよう求めます。

【日本放送協会】

## 本検討会の考え方

○ 放送業界全体として取り組むべきものに関する御意見については、意見交換は必要に応じて行うものであると考えていますが、各放送事業者の個別の取組に加え、放送業界全体の底上げに資する実効性のある取組を検討すべきだと考えています。

円卓会議に関する御意見については、取りまとめのフレームワークの実効性について外部からのチェック機能が働くよう、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備し、放送事業者や業界団体の取組の実効性を継続的に高めていくことが必要であるため、行政機関も必要な役割を果たすべきだと考えています。

## 2 放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組の基本的な考え方 関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 本取りまとめ案において「行政としても…放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容などへの介入にならない範囲において…必要な役割を果たすことが適當」とされているが、「役割」の内容次第で、結果的に「行政による番組内容などへの介入」になり、事業者を委縮させ、番組制作への影響も考えられる。</p> <p>放送事業者に限った行政の関与は原則的に必要ではなく、放送事業者の自主自律のもとで法令を遵守しガバナンス強化が図られるべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【読売テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適當です。</p>
<p>○ 検討会は、ガバナンス確保に関する取組の実施について、その議論の出発点を、「当然の前提として、表現の自由や放送事業者の自主自律を踏まえて番組編集の自由を維持すること、そして「まずは事業主体である各放送事業者が推進るべき」と定めています。さらに、放送事業者の規模は多様であり小規模事業者も多い点等から、「業界団体(民放連)が積極的に役割を果たすべき」とし、「行政としても、放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲において、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適當」と記しています。放送事業者、放送業界による自主自律的な取組が先ず重要であるという点は、弊社も同じ認識です。</p> <p>民放連は、定款の変更、民間放送ガバナンス指針の制定、ガバナンス検証審議会の新設等の強化策を打ち出し、25年度内に加盟社向けのガイドラインを策定する方針で、出来ることから早期に取り組む姿勢を示しています。弊社も民放連の方針と歩調を合わせ、日本テレビ系列各社の自律的な取組をサポートする目的で、NNSガバナンス対応事務局を12月1日に立ち上げました。</p> <p>検討会では、こうした民放連等の対応について、一定の評価とともに今後の推移を見守る考えが示されたものと受け止めています。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 (その他類似意見11者)</p>	<p>○ ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適當です。</p>
<p>○ ガバナンス強化について、民放連は定款変更やガバナンス指針の制定、検証審議会の設置など強化策を打ち出し、加盟社向けのガイドライン策定にも着手しています。弊社も自律的な取組を進めており、日本テレビ系列ではガバナンス対応事務局を新設、系列としてガバナンス強化につとめています。</p> <p>こうした放送事業者、民放連の取り組みについて、検討会では一定の評価をしていただいたと受け止めています。</p> <p>取りまとめ案の「終わりに」には「業界全体の底上げを図っていくことが期待される」との記載があり、事業者側の責務の自覚、真剣な取り組み等の必要性を指摘していますが、これらは弊社の認識とも合致するもので、弊社として今後もガバナンス向上につとめる所存です。</p> <p>一方、これら放送事業者、民放連の取り組みは大きく動き出したところであり、その進捗、効果を待たずして制度改変検討の動きとなっていることには懸念を抱いています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社長崎国際テレビ】</p>	<p>○ ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適當です。</p> <p>行政の役割を含め本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が国民・視聴者の期待に応えその社会的役割を維持・発展していくことが重要であるため、制度改革等の必要な措置は、本取りまとめを踏まえ、速やかに講じることが適當です。</p>

## 2 放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組の基本的な考え方 関係②

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 【原案】 放送事業者の自主自律に十分配慮して番組内容等への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当である。 放送事業者の個別具体的なガバナンス体制への介入にならないよう慎重に検討することに留意。</p> <p>【意見】 「自主自律に十分に配慮し」との記載があるように、行政のかかわりは必要最小限にとどめるべきと考えます。特に行政における免許への条件付与については、「制裁ではなく経営基盤の持続可能性確保のための措置」であり、状況によって恣意的な運用がなされるとのないよう、慎重な制度設計を求める。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 免許への条件付与については、現行制度上でも実施可能な対応を示したものですが、その条件は、必要最少限度のものに限るものであり、不当な義務を課すこととなるないようにしなければならないものです。</p>
<p>○ ガバナンスやコンプライアンスに関する解決策や直面する課題は、各放送事業者によって大きく異なる。そのため、民放連による画一的な方策ではなく、各事業者が社内での状況や課題を把握した上で、最適解を主体的に編み出すような取り組みを進めていくことが求められる。民放連においても、事業者をリードする形で「民間放送ガバナンス指針」の制定や「ガバナンス検証審議会」の新設など大きな方向性を示す新味の取り組みを進めており、こうした業界全体の大きな流れと個社に合わせた個別の施策を重層的に絡ませながらガバナンス確保に当たるべきと心得る。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ ガバナンス確保に関する取組は、まずは事業主体である各放送事業者が推進するべきであり、その取組の内容については、会社の規模、上場・非上場等の経営体制・経営状況、これらを踏まえたリスク等、各放送事業者の多様な状況に応じて最適化し、状況変化を踏まえて適時適切に更新するべきであると考えています。</p>
<p>○ 取りまとめ案において、「放送事業者の規模等は多様であり、リソースの限られた小規模な事業者も多いこと等に鑑みると、放送業界全体としての信頼性を確保するため、業界団体が積極的に役割を果たすべき」とされた点を強く支持します。特にラジオ事業者や地方局においては、経営規模が比較的小さく、ガバナンス体制の構築・維持に割けるリソースが極めて限定期です。そのため、業界団体である民放連が策定する指針は、画一的な遵守を求めるのではなく、各事業者が自らの状況に応じて最適な手法を選択し、その状況を説明する「アプライ・アンド・エクスプレイン方式」が採用されるよう、行政からも適切な促しを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 各放送事業者は、業界団体が策定した指針に基づいて、具体的な取組を実施し、その取組状況を自ら定期的に評価するとともに、その結果を公表するべき(アプライ・アンド・エクスプレイン方式の採用)だと考えています。 行政からの適切な促しに関する御意見は、総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>

### 3 ガバナンス確保に関する取組の具体的内容 関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ ②民放事業者・民放連に求められるもの(該当箇所:3「ガバナンス確保に関する取組の具体的内容」全般) 本取りまとめ案では、放送事業者、民放連が取り組むべき具体的な事項が提言されています。12ページ以降の「(i)人権尊重・コンプライアンス確保の徹底」「(ii)適切な組織運営の実施」「(iii)透明性・信頼性の確保」「(iv)公共性の発揮」については、それぞれ「(指針の例)」「(取組の具体例)」「(留意事項の例)」とあるようにあくまでも一つの例示であり、本提言を一定の参考に、各民放事業者や民放連が適切なガバナンスの確保に関する取り組みを自主自律の下で進めることができると理解しています。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見4者)</p>	<p>○ 本案における御指摘の箇所については、例として示したものであり、これらを参考して業界団体や放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組が進められることを期待しています。</p>
<p>○ 「基幹放送普及計画においてガバナンス確保の体制整備に関して規定することを通じて」との記載があるが、これは行政による放送事業者への介入につながる可能性がある。ガバナンスの確保は、各放送事業者が自らの責務を自覚した上で、自主自律で行うべきもので、放送事業者の自主自律の前提を超える「新たな義務」などが生じることがないようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【読売テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。このため、行政としても、放送事業者・業界団体の取組を基本とし、各放送事業者が業界団体の指針に基づいて必要な取組を行うことを促すなど、基幹放送普及計画を通じて、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討すべきと考えています。</p>
<p>○ この項目で、業界団体がガバナンス確保に関する指針や取組の具体例、留意事項を作成する際の参考すべき事項を整理しておられるが、衛星放送協会が、今後、指針等を策定する場合には参考事例として役立っていくこととしたい。</p> <p>とりまとめ案では、「業界団体が積極的に役割を果たすべき」とされているが、各業界団体の規模や事業目的に応じた役割(周知活動だけなど)を可能な範囲で果たしていくことを認めて欲しいと考える。</p> <p>また、この項において、基幹放送普及計画において、ガバナンス確保の体制整備に関して規定することを提言しているが、この点についても、一義的には、放送事業者・団体の取組の推移を見守るべきで、新たな規定を設けるべきではないと考える。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>○ 業界団体の役割については、業界団体の状況に応じたものであると考えています。</p> <p>基幹放送普及計画に関する御意見については、ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。このため、行政としても、放送事業者・業界団体の取組を基本とし、各放送事業者が業界団体の指針に基づいて必要な取組を行うことを促すなど、基幹放送普及計画を通じて、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討すべきと考えています。</p>

### 3 ガバナンス確保に関する取組の具体的内容 関係②

#### 主な意見

○ 取りまとめ案では、放送事業者・放送業界の自主自律を尊重する考えが改めて示された一方で、解釈と活用の仕方によっては、放送の自主自律の点から問題と考えられる点があります。

具体的には、①基幹放送普及計画にガバナンス関連規定を盛り込むこと、②これまで放送法・放送制度にない、「一定の基準」に基づく報告を義務付けること、③重要事案発生時に、対象の事業者に対し、特に必要な場合に再免許時にガバナンス関連の条件を付すことの3点を、検討すべきであると述べた部分を指します。(p16~17)

基幹放送普及計画に、これまで無かったガバナンス関連の規定を新たに盛り込むのは、行政の介入を生むきっかけとなる可能性があると考えます。また、②に挙げた「一定の基準」については、恣意的な運用に至るようなことがないよう、慎重かつ丁寧な設計が必要だと考えます。そして、③に記した再免許時の「条件」について、弊社はこの記載を残すことには反対です。「特に必要な場合」とはどのような事態を指し、「条件」とはどのようなレベルの拘束力を持つのかが分からず、解釈の幅によって恣意的な運用に至ることを危惧するためです。

総務省には、今まさに始まろうとしている各事業者と民放連による、ガバナンス強化、再発防止、信頼回復に向けた真摯な取組の進捗を、ぜひ見守って頂きたいと考えます。それらの進捗を待たずに当検討会の取りまとめを以て制度改変の検討に移ることは、弊社としては不適切な対応と考えます。

民放連が10月23日の検討会(第6回)でオブザーバーとして示した意見([https://www.soumugo.jp/main\\_content/001037192.pdf](https://www.soumugo.jp/main_content/001037192.pdf))の通り、弊社も民放事業者のガバナンス強化における行政の関与は望ましくないと考えます。上記の民放連意見に示された内容は、弊社としても重要な示唆であると受け止めており、改めて、当内容について、検討会での受止めをもとに、取りまとめへの反映を要望いたします。

総務省には、あくまでも放送事業者の自主自律を基礎とし、その自主的な取組を後押しするための制度設計を期待します。

【日本テレビ放送網株式会社】  
(その他類似意見38者)

#### 本検討会の考え方

○ ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。

基幹放送普及計画に関する御意見については、行政としても、放送事業者・業界団体の取組を基本とし、各放送事業者が業界団体の指針に基づいて必要な取組を行うことを促すなど、基幹放送普及計画を通じて、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討すべきと考えていますが、行政が個別具体的なガバナンス体制に介入することとなるよう慎重に検討することに留意するべきだと考えています。

重大事案の場合の一定基準に基づく報告に関する御意見については、免許(認定)期間中の経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続を設けるべきだと考えています。他方で、この報告手続を設ける理由は、経営基盤の持続可能性を確保する観点であり、異なる観点ではないものであることから、それを明確化するために、次のとおり修文させていただきます。

====

##### 【元案】

収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合は、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を義務付けるほか

##### 【修正案】

収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合は、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続を設けるほか

====

免許への条件付与については、現行制度上でも実施可能な対応を示したものです。その条件は、必要最少限度のものに限るものであり、不当な義務を課すこととなるないようにしなければならないものです。

制度改正の時期に関する御意見については、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたことを踏まえると、行政の役割を含め本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が国民・視聴者の期待に応えその社会的役割を維持・発展していくことが重要であるため、制度改正等の必要な措置は、本取りまとめを踏まえ、速やかに講じることが適当です。

### 3 ガバナンス確保に関する取組の具体的内容 関係③

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 検討会は総務省に対し、経理的基礎が脅かされる恐れがある重大事案について、適時に一定の基準に基づき事案の報告を義務付けるべく、その検討を進めることを求めています。経営規模が小さなローカル局等では、広告主による一部の出稿制限によっても、収入全体に対し甚大な影響が生じる可能性があります。こうした点から、総務省には、一律の基準を設けるのではなく、各放送事業者のビジネス態様に即した対応を要望いたします。</p> <p>そういう意味からも制裁ではなく経営基盤の持続可能性を確保するためであること、番組内容への介入にならないよう放送事業者の自主自律に配慮した慎重な制度設計に留意するべきとした取りまとめは大前提になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】 (その他類似意見18者)</p>	<p>○ 総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>
<p>○ ⑤フォローアップ(該当箇所:3(4)フォローアップ)</p> <p>本取りまとめ案で例示されている「円卓会議」については、実質的に各民放事業者や民放連の取り組みに対する指導・監督機関となるのではなく、民放業界のガバナンスに関する取り組みに対する有益な助言を行う枠組みと認識しております。適切なガバナンスの確保は、各民放事業者が自らの責任で取り組むべきものであり、民放連がフォローアップの取り組みに参画する場合は、「一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべき」との本取りまとめ案の精神を最大限尊重した枠組みであることが前提と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見29者)</p>	<p>○ フォローアップの仕組みとして例示した円卓会議では、情報共有・意見交換の実施を想定しています。</p> <p>関係者間での丁寧な対話が重ねられるとともに、外部からのチェック機能が働くことで、放送事業者におけるガバナンス確保の取組の実効性が継続的に高まることを期待しています。</p>
<p>○ ガバナンスの実効性をフォローアップする仕組みの整備については、その必要性は認識するが、構成メンバーについては、有識者・業界団体・NHKとし、行政はメンバーとしてではなく事務局機能を担う存在としての関与にとどめるべきであると考える。</p> <p>衛星放送協会としても、ガバナンスでの取組を進めていく過程で、その進捗をフォローアップするために、外部理事である有識者や弁護士が議論に参加する仕組みを構築する考えである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>○ 取りまとめのフレームワークの実効性について、外部からのチェック機能が働くよう、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備すべきであると考えており、行政機関も含めた円卓会議を開催することが適当です。</p>

## &lt;終わりに&gt;

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 取りまとめ案では、この取りまとめをふまえ、制度改正等の必要な措置を講じることとしているが、まずは、放送事業者・業界団体の今後の取組の進展を見守るべきと考える。 フォローアップのための円卓会議の必要性は認識しているので、制度整備よりも早急に立ち上げ、放送事業者・業界団体の取組についての現状認識を深めていくことが必要だと考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>○ ガバナンス確保は、一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進すべきであるが、行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当です。行政の役割を含め本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が国民・視聴者の期待に応えその社会的役割を維持・発展していくことが重要であるため、制度改正等の必要な措置は、本取りまとめを踏まえ、速やかに講じることが適当です。</p>

## &lt;その他&gt;

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ ガバナンスも大事だがそれよりは、すべての国民に関わること…つまり放送事業者が守るべき放送法、特に第4条が守られていない現状を是正することが第一優先ではないでしょうか？</p> <p>それにも関わらず、この取りまとめ案は、『インターネット上の偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会的役割があり、情報空間における健全性の確保の点で、放送に対する期待は増している』</p> <p>言い切っています。</p> <p>放送が信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障という役割を果たしているとは到底思えない。</p> <p>オールドメディアといわれて放送に対する期待は地に落ちているのでは？</p> <p>放送事業者の偏向報道は問題になっていないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】 (その他類似意見8者)</p>	<p>○ 本検討会は、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行うものであります、御意見については放送行政に対する一つの見解として承ります。</p> <p>放送に対する期待については、本案で参照した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」(2022年8月5日公表)の中で述べられているとおりです。</p>